

○ 財務省告示第三百四十七号

第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十九年法律第六十一号) 第二

別項第三条に年

規定する指定地域への影響の程度を勘案して同項に年

平成二十一年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による影響の程度を勘案して同項に年

日の太平洋沖地震による影響の程度を勘案して同項に年

財務大臣が平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による影響の程度を勘案して同項に年

財務大臣が平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による影響の程度を勘案して同項に年

財務大臣が平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震による影響の程度を勘案して同項に年

宮 城 県	岩 手 県	都 道 府 県	指 定 地 域
本多気 吉賀仙 郡城沼 南市市 三 陸 町	下上気釜陸大宮 閉閉仙石前船古 伊伊郡市高渡市 郡郡住田市 山大田市 田槌町 町町		